

# 観光圏整備による 滞在型観光地の形成

北海道運輸局企画観光部観光地域振興課

## 滞在型観光地への転換

観光立国基本法に基づき平成19年6月閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、日本人の国内旅行による1人当たりの宿泊数を、平成18年度の2.77泊から平成22年度には4泊にするという目標を掲げています。この目標を達成するためには、個人の旅行回数を増やすほか、一度の旅行での宿泊数を延ばすこと、特に、1カ所の観光地に少しでも長く滞在するよう誘導することが求められています。

観光地にとって「長く滞在する」ことは、どのようなメリットがあり、何を求められることになるのか。言うまでもなく一番のメリットは、直接的な経済効果です。国内観光の市場規模23.5兆円のうち15.7兆円(66.6%)は宿泊旅行が占めています。滞在時間が延びれば宿泊数も伸びることにつながるほか、食事回数の増加や土産品の購入なども期待でき、地域に与える影響は大きい。

また、観光客が長く滞在することにより、お仕着せの観光では通用しなくなります。その地域独特の文化やホスピタリティがなければ成立しません。それはそのまま「我が町の自慢」を見てもらうことであり、住民が地域の魅力を見直すきっかけとなり、町の再活性化となる副次的効果も期待できます。

では、一言に滞在型の観光地を目指すと言っても、いったい何を整備していけば良いのでしょうか。

ご自分が道内の同じ観光地に2泊3日滞在すると考えたとき答えは意外と簡単に見つかるはずです。

例えば、ホテルの食事だけではなく、町の名物料理を食べたい。夜の町へも繰り出したい。翌日は、その町ならではの体験をしてみたい。3日目は少し足を伸ばして隣町まで行ってみたい。でも、その情報はどこにあるのだろうか。お金や時間の無駄なく行けるのだろうか。とは考えないでしょうか。

これまでの観光地づくりは、外へは一步も出さないといい「囲い込み」が行われてきたため、これまで述べたような滞在客を意識した作りにはなっていませんでした。また、長く団体観光客の通過型旅行が主流

であった北海道では、その傾向が顕著です。

宿泊地を中心に周辺地域を周遊し、その土地の良さ、人の良さに触れる。そのためには1つの町だけの努力では不十分です。広く連携しエリアとして魅力を高める必要があります。そのような地域を応援し滞在型観光地への転換をサポートするのが、昨年10月観光庁の発足とともにスタートした「観光圏整備法」です。

### 「観光圏整備法」によるメリット

観光圏整備法は、複数の市町村、観光事業者などが連携し、滞在促進につながる受入れ整備や誘客事業に取り組む地域を「観光圏」と呼び、申請に応じて国が実施計画を認定、補助金の交付などで総合的に支援する制度です。同法が観光業界の方々にとどのようなメリットをもたらし、どのような支援があるのか概要を説明します。

#### ①観光圏整備事業費補助金

観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による事業を財政的に支援するため、国費による補助率40%の観光圏整備事業費補助が受けられます。滞在を促進するような観光圏整備事業が対象ですので、宿泊魅力の向上、観光資源の活用、体験、交流、食のメニューの充実、観光案内・情報の充実、域内移動の円滑化など、様々なものが補助の対象になります。

#### ②旅行業法の特例

滞在促進地区内にある宿泊業者（ホテル・旅館）が、宿泊客のみを対象に観光圏内の旅行を代理販売する場合「観光圏内限定旅行業者代理業」として、旅行業務取扱管理者に代り一定の研修を終了した者等を選任して、旅行業者代理業を営むことができます。すなわち、体験型ツアーなどの着地型旅行商品を、宿泊業者が自ら販売することができます。

#### ③ハード面での連携

観光圏整備法では、観光地域づくりの分野で初めて社会資本整備事業の実施に際して配慮義務を課しています。景観整備、案内標識整備、情報提供施設の充実など、社会資本を整備するに当っては、観光圏整備事業に配慮する必要があります。このため北海道運輸局と北海道開発局等が連携し、道内の観光圏関係者からの要請に応じ、観光圏内の社会資本整備に関する課題について解決方策を検討していきます。

#### ④農山漁村活性化法との連携

観光圏整備法は、農林水産省とも連携しています。観光圏整備計画に、農山漁村における地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業などを掲載した場合、農山漁村活性化法による交付金の交付対象とすることができます。例えば、農業、漁業収穫体験施設や料理体験施設の整備などが対象になります。



⑤その他、財政投融資による低利融資制度など

観光圏の認定を受けた実施計画による宿泊業者の設備投資に関し、日本政策金融公庫による特利で融資が受けられます。また、地方税（不動産取得税）特例制度も用意されています。

⑥メリットを享受するための手続き

都道府県、市町村、観光事業者、NPO法人等が協議会を設置し、関係者が連携して、実施する観光圏整備事業を推進するための「観光圏整備計画」を作成することになります。計画には、観光圏の区域、基本方針や計画の目標、観光圏の魅力を高めるため滞在促進に重点的に取り組む地区（滞在促進地区）の区域等を定めるものとなります。

さらに、補助金などのメリットを享受するためには、「観光圏整備実施計画」に即して、具体的な事業を実施するための「観光圏整備実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請します。認定を受ければ、国による総合的な支援が受けられます。

現在、全国で30カ所の観光圏が認定され、滞在型観光地づくりに取り組んでいます。北海道からは、平成20年10月に「富良野・美瑛広域観光圏」が、平成21年4月には、「さっぽろ広域観光圏」「知床観光圏」がそれぞれ認定され、地域の特性を活かした観光地づくりに取り組んでいます。

北海道に誕生した3つの観光圏について、それぞれの取り組みや特徴についてご紹介します。

富良野・美瑛広域観光圏

「ちょっと暮すように旅をする～ふらのびえい田園休暇街道」

①観光圏の区域

美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の1市4町1村。

②地域としての戦略

富良野・美瑛「らしさ・強み」である「花・丘・田園風景・雄大で多様性のある自然環境」を軸に、長期でゆっくり・年間とおしてさまざまな四季が楽しめ、さまざまな体験交流、旬の食材などを「地域らしさ」「ここでしかない独自の魅力」「顧客ニーズにあったサービス」「質の高い、期待以上のサービス」により「ここにしかない感動」を演出します。また、滞在拠点をつなぐ「6つの街道」と「10の寄り道」と名付けたルートを設定し、それぞれの滞在地から域内を周遊し、2泊3日の田園休暇を満喫してもらいます。

③数値目標の設定

- 宿泊数104万人（19年度）→110万人（24年度）
- 宿泊延べ数131万人（19年度）→150万人（24年度）
- 平均宿泊数1.26泊（19年度）→1.36泊（24年度）
- 宿泊稼働率35.8%（19年度）→42.0%（24年度）

④宿泊魅力向上事業

冬季間の宿泊延べ数を増やす目的で、エリア内の宿泊施設が広域連携し、宿泊者に抽選で地元特産品が当たるキャンペーンを展開しました。

**富良野・美瑛広域観光圏** ちょっと暮すように旅をする～ふらのびえい田園休暇街道（21年度版）

観光圏の区域：美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の区域  
 観光圏整備計画の期間：平成20年10月1日～平成25年3月31日  
 数値目標の設定：宿泊延べ数(万人)131(19年度)→150(24年度)、平均宿泊数(泊)1.26(19年度)→1.36(24年度)  
 宿泊数(万人)104(19年度)→110(24年度)、宿泊稼働率(%)35.8(19年度)→42.0(24年度)

**富良野・美瑛広域観光推進協議会**  
 富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、観光協会、交通関係者、農業協同組合、NPO法人等

**主な宿泊魅力の向上事業**  
 ○温泉キャンペーン  
 (湯ラリース～三大温泉湯めぐりパスの発行)  
 ○冬の宿泊延べ数アップキャンペーン  
 (滞在促進地区で特産品抽選券配布)

**社会資本整備事業等との連携**  
 ○フットパスやサイクリングロードの整備  
 (シーカバリエー大富富良野ルート)  
 ○6つの街道と10の寄り道ルートの整備

**観光圏の区域**：美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の区域  
 観光圏整備計画の期間：平成20年10月1日～平成25年3月31日  
 数値目標の設定：宿泊延べ数(万人)131(19年度)→150(24年度)、平均宿泊数(泊)1.26(19年度)→1.36(24年度)  
 宿泊数(万人)104(19年度)→110(24年度)、宿泊稼働率(%)35.8(19年度)→42.0(24年度)

**国の支援及び特利内容**  
 ・観光圏整備事業費補助  
 ・観光地づくり実践プラン  
 ・まちめぐりナビプロジェクト  
 ・地域雇用創出推進事業  
 ・地域雇用創出実践事業  
 ・雇用創出促進的職業等奨励金  
 ・公共交通活性化総合プログラム  
 ・観光圏旅行業法の特例  
 ・富良野市活性化プロジェクト支援金  
 ・富良野市活性化プロジェクト支援金  
 ・ニューツーリズム創出・流通促進事業  
 ・富良野市中心市街地活性化基本計画  
 ・地域資源⇄全国展開プロジェクト

**主な観光コンテンツ充実事業**  
 ○体験・交流プログラムキャンペーン  
 (ちよっ(ら)暮(ら)秋～体験プログラムを日替わり体験)  
 ○テーマを持ったルートの散策  
 (6つの街道と10の寄り道を提案、フォトコンテスト)  
 ○レンタサイクル利用促進事業

**主な交通移動の利便向上事業**  
 ○くるるバス(体験観光施設めぐり)  
 ○ツインクルバス(美瑛～富良野)  
 ○湯回バス 温泉シャトルバス

**主な観光案内・観光情報の提供事業**  
 ○広域観光センターの運営(V案内所)  
 ○HPによる情報発信  
 ○滞行者向け情報提供(動画配信)  
 ○案内看板整備(美瑛)

<http://www.furano.ne.jp/furabi/>



また、外国人宿泊客の満足度を向上させるため、滞在中の演劇鑑賞を奨励し、料金や外国語によるサポートを行ったほか、週末には富良野美瑛の伝統文化を通して、地元住民と外国人観光客の交流を促進するための国際交流イベント（無料）を開催しました。

#### ⑤観光コンテンツの充実

滞在期間中の体験観光メニューを増やし、宿泊延べ数を増やす目的で、現地発の体験旅行商品の開発を行いました。このため(社)ふらの観光協会では、第3種旅行業の登録を行い、ドラマ「北の国から」のセットを使用した冬の生活体験ツアーや、越冬野菜を掘り起こしチーズフォンデュで食べるツアーなどを多数用意した「ちょっくら旅」(ちょっと暮すような旅の略)キャンペーンを行いました。

#### ⑥移動の利便向上

エリア内における観光客の移動の利便向上を図るため、様々なバスの試験運行に取り組んでいます。長期滞在者が市街地でも食事を楽しめるようにスキー場エリアと市街地を結ぶ「ダウントウンシャトルバス」、域内の温泉地とスキー場を広域で結ぶ「湯回（ゆかい）バス」、富良野市内の観光スポットを巡回するバス「くるる号」など、観光客の域内周遊性を高める取り組みが進められています。

#### ⑦情報発信やプロモーション

これまで富良野市の観光情報拠点となっていた富良野国際センターを、富良野美瑛広域観光国際センターとして、案内するエリアを観光圏内に拡大し対応しています。また、上海、シンガポールといった新興市場に対し、エリア全体が連携したプロモーションを実施しています。

#### ⑧平成20年度の実施状況

富良野・美瑛広域観光圏は、平成20年10月に観光圏としての認定を受けていることから、半年間観光圏整備事業を行ってきました。平成20年度の統計では、昨年秋以降の世界同時不況の影響により、観光圏内6市町村の宿泊客数は、対前年比93.1%（970,300人）と前年割れしたにも関わらず、宿泊延べ数は対前年比

101.1%（1,323,000人泊）とわずかながら増加し、滞在型観光が定着しつつあることを示しました。

### さっぽろ広域観光圏

#### 「都会派も、自然派も、ようこそ!さっぽろ圏」

##### ①観光圏の区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の6市1町1村

##### ②地域としての戦略

人口190万人を超える札幌を擁するこのエリアは、都市観光が楽しめるだけでなく、周辺は豊かな自然に恵まれ自然体験型観光も十分可能なエリアとなっています。加えて、周辺には農水産業を基幹産業とする市町村も多く、そこから供給される食材は大きな魅力となっています。また、新千歳空港、札幌駅など交通の拠点を抱える利便性から、長時間の移動をしなくても都会、自然、食などの凝縮した北海道の魅力が満喫できるエリアとして、時間に価値を付加できる空間としてブランディングを図り、札幌並びに周辺地域へのプラス1日の滞在を促進します。

##### ③数値目標の設定

観光客入込数 24,505千人(19年度)→25,000千人(25年度)  
 平均宿泊日数 1.41泊(19年度)→1.55泊(25年度)  
 観光客宿泊延数 9,595千人(19年度)→10,800千人(25年度)  
 外国人観光客宿泊延数 786千人(19年度)→980千人(25年度)

##### ④宿泊魅力向上事業

観光客宿泊延数と平均宿泊日数の向上を目的に、ミールクーポンの発行や湯めぐり事業を行い、泊食分離を促進させます。また、宿泊拠点において観光客と地域住民の交流を目的に、「お楽しみ!体験メニュー」事業を行い、宿泊拠点内のそぞろ歩きを促す取り組みを行います。

##### ⑤観光コンテンツの充実

旅行会社と連携し、札幌近郊の芸術鑑賞ツアーや、フルーツ・スイーツ体験ツアーなど、定山溪温泉を拠点とした札幌市内及び近郊の観光資源をめぐる日帰り

ツアーを1ダース(12コース)企画・実施し、順次周辺市町村へと拡大を図ります。

⑥移動の利便向上

「レンタカー」を利用する外国人観光客を対象に、圏域内の周遊の促進(観光資源への周遊、体験など)、認知度向上を図ることを目的に、ガイドブック・マップを作成します。制作にあたっては、マップコードを付与し、地理に不案内な初心者などでも安心、快適に周遊できるような仕組みづくりを行います。

⑦情報発信やプロモーション

既存の観光施設や公共施設などの一部を活用し、圏域内の観光案内・情報提供を行う観光圏観光案内所(広域インフォメーションセンター)を設置します。

また、北海道さっぽろ観光案内所と連携し、圏域内の情報をリアルタイムに行っていくような仕組みづくりを検討します。

知床観光圏

「さらなる未知へさそう旅」

①観光圏の区域

羅臼町、標津町、清里町、斜里町の4町

②地域としての戦略

当エリアは、世界自然遺産の地として、海から山までが一体となった、圧倒的で濃密な自然生態系を有し、その豊かな自然をフィールドとする多彩なエコツーリズムや各種プログラムを体験することが可能です。

その世界一級のフィールドにおいて、豊富な知識を持ったガイドによる自然体験型の観光は、自然のダイナミックさや奥深さ、複雑さを知ることができる貴重な機会になると同時に、野生そのもののだいご味を体感するような、他では決して味わえない未知なる旅を旅行者に提案できます。当エリアは、体験型観光を前面に押し出し、知床を目的地とした来訪と、ゆっくりと滞在することを促進し、滞在型観光地への転換を図ります。

③数値目標の設定

宿泊者数542千人(20年度)→569.6千人(25年度)  
 平均宿泊日数1.11泊(20年度)→1.20泊(25年度)  
 外国人宿泊者数16,500人(20年度)→26,600人(25年度)  
 リピート率21年度を1.00とした場合→1.08(25年度)

**さっぽろ広域観光圏 ～都会派も、自然派も、ようこそ！さっぽろ圏～**

観光圏の区域:札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村  
 観光圏整備計画の期間:平成21年4月1日～平成26年3月31日(5か年)  
 数値目標の設定:観光客入込数(千人)24,505【19年度】→25,000【25年度】、平均宿泊日数(泊)1.41【19年度】→1.55【25年度】  
 観光客宿泊延数(千人)9,595【19年度】→10,800【25年度】外国人観光客宿泊延数(人)785,652【19年度】→980,000【25年度】

**国の支援及び特例内容**  
 ○観光振興事業費補助  
 ○気象再生事業  
 ○地域公共交通活性化・再生総合事業  
 ○公共交通活性化総合プログラム  
 ○地域雇用創出促進事業  
 ○まちづくり交付金  
 ○地域資源の全国展開プロジェクト

**さっぽろ広域観光圏推進協議会**  
 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、観光協会、商工会、農工商工、宿泊業者、交通事業者、観光関連団体等

**主な観光資源の創造・充実事業**  
 ○(仮称)さっぽろ広域観光圏1ダースツアー(圏域内をめぐる12コースのツアーを達成)  
 ○「食」の魅力創造事業(圏域内各所で収穫される米粉を活用した商品開発)  
 ○魅力再発見研修(案内機能強化を目的としたホテルコンシェルジュ等への圏域内観光資源視察研修)

**社会資本整備事業等との連携**  
 ●観光地域づくり実績プラン  
 ○宿泊魅力向上  
 ・札幌駅前地下歩行空間  
 ・札幌市無電化促進事業  
 ○観光資源としての魅力向上  
 ・創成川運水水鏡地景観事業  
 ○圏域内の移動の利便性の向上・快通化  
 ・北海道縦貫自動車道厚岸～H(仮称)社会実装  
 ・各一般国道、主要道路の整備事業

**主な宿泊の魅力向上・滞在促進事業**  
 ○湯めぐり手形事業(圏域内の湯めぐり手形を段階的に達成)  
 ○治食分籠(メールクーポン)制作事業(宿泊施設、飲食施設で使用できるクーポンを段階的に達成)  
 ○お楽しみ！体験メニュー事業(滞在促進地区での「そぞろ歩き」を促進する各種メニューの開発)

**主な観光案内・観光情報の提供事業**  
 ○ホームページコンテンツ充実事業(圏域内の旬な情報を集約し継続的に発信)

**主な交通移動の利便向上・快通化事業**  
 ○観光圏まちめぐりレンタカー事業(体験施設などのマップコードが記載されたが国語マップによる周遊促進)  
 ○観光圏ウォーキングルートマップ制作事業(JRの駅を起点としたウォーキングルートの開発)  
 ○滞在型観光周遊バス事業(定山渓を起点とした地区・圏域内ツアーバスの運行)

**まちめぐりレンタカー** **ウォーキング**

#### ④ 宿泊魅力向上事業

チェックイン時に、旅行者が滞在促進地区内のホテル・飲食店の中から夕食場所を選べる仕組み作りを行い、滞在客の食の魅力を高めます。

また、各町を代表するような名物料理がない現状から、素材を活かした「ご当地メニュー」を開発し、泊食分離の促進と食の魅力を高めます。

#### ⑤ 観光コンテンツの充実

団体依存・通過型観光から転換するため、滞在期間延長の鍵となる体験プログラムを、個人客にターゲットを絞り着地から企画・発信・販売を行っていくための法人設立、旅行業の登録を検討します。

また、旅行業登録の検討と並行し、トレッキング、サイクリング、サケマス関連の体験プログラム、教育旅行向け環境学習プログラムなど、圏内に宿泊する旅行者をターゲットに体験メニューの開発を行い、モニターツアーによる検証を行います。

#### ⑥ 移動の利便向上

ウトロの宿泊客が、他町での体験プログラムなどに参加可能となるよう、期間限定で多目的シャトルバスの運行や、4町でのイベントの実施などに合わせた臨時シャトルバスの運行を行い、収支や持続性の検討を行います。

#### ⑦ 情報発信やプロモーション

4町連携し、情報の整理、リンク化によりポータルサイトを構築し、知床観光圏の全体像を旅行者に発信

します。また、観光圏内で快適に過ごし、滞在のプランニングを補助する手段として、「知床」として4町の情報を網羅したパンフレットなどを作成し、滞在・周遊の促進を図ります。

#### 連携こそがキーワード

これまで観光地は、となりの観光地に負けまいと様々な競争をしてきました。1泊2日の団体旅行が、当地で宴会し宿泊してもらうことに重点が置かれてきました。しかし、もう一泊、もう二泊となれば、一つのホテル、一つの町で完結できることではなくなりま。そもそもお客様は、ホテルの敷地や行政区画内に留まろうとなんて考えていません。その地に滞在してもらおうと考えたとき、情報発信や町づくり等、関係者が連携して取り組むべきことが見えてきます。

また、外国人観光客の誘致を例にとれば、航空便の乗り継ぎは便利か、最寄り空港からのアクセス、外国語の案内表示は十分か、食事は口に合うのかなど、遠くから来るお客様であればあるほど、広い範囲の関係者と連携しなくてはなりません。

このように滞在型観光地の形成を目指すとき、「連携」は必要なキーワードです。

北海道運輸局では、北海道の観光地が国際競争力のある観光地となるように、連携をキーワードに「観光圏整備法」による観光地づくりを支援していきます。

